

公共下水道台帳閲覧等事務取扱要綱

平成 25 年 10 月 28 日管理者決裁（制定）

平成 26 年 11 月 28 日 改正

平成 29 年 4 月 1 日 改正

平成 31 年 4 月 1 日 改正

令和 4 年 5 月 6 日 改正

令和 7 年 3 月 24 日 改正

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、下水道法第 23 条第 3 項の規定に基づく公共下水道台帳の閲覧、写しの交付並びにインターネット配信による閲覧及び出力（以下「閲覧等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象資料）

第 2 条 この要綱に基づき閲覧等の対象とする資料（以下「対象資料」という。）は、次の表に掲げるものとする。

閲覧等の区分	対象資料
閲覧	公共下水道台帳施設平面図 公共下水道管きょ施設に係る完成図（京北地域を除く。） 公共下水道管きょ施設に係るその他調書及び図面
写しの交付	公共下水道台帳施設平面図 公共下水道管きょ施設に係る完成図（京北地域を除く。）
インターネット配信による閲覧	公共下水道台帳施設平面図（別に定める地域を除く。） 公共下水道管きょ施設に係るその他調書及び図面
インターネット配信による出力	公共下水道台帳施設平面図（別に定める地域を除く。）

（閲覧等の方法）

第 3 条 閲覧等の方法は、次の表に掲げるとおりとする。

閲覧等の区分	閲覧等の方法
閲覧	閲覧システムから対象図面を出力し、モニターに表示したもの又は図面の提示により行う。
写しの交付	対象資料を閲覧システムから所定の用紙に印刷することにより行う。
インターネット配信による閲覧及び出力	別に定める方法により行う。

2 前項の規定にかかわらず、別に定める者に対しては電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以

下同じ。)による写しの交付を行う。

(閲覧等の場所)

第4条 閲覧等は、次の表に掲げる場所において行う。

閲覧等の区分	閲覧等の場所
閲覧	下水道部きた下水道管路管理センター（支所を含む。） 下水道部みなみ下水道管路管理センター（支所を含む。）
写しの交付	下水道部管理課

(閲覧及び写しの交付の受付)

第5条 対象資料の閲覧及び写しの交付の受付時間は、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、次に掲げる日は受付を行わない。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (4) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めるときは、受付日及び受付時間を変更することができる。

(閲覧等の費用)

第6条 閲覧等の費用は、無料とする。

(閲覧等の請求方法)

第7条 閲覧等の請求方法は、次の表に掲げるとおりとする。

閲覧等の区分	閲覧等の請求方法
第4条の表閲覧の項中に規定する場所において閲覧する場合	同場所に備える京都市上下水道局公共下水道台帳施設平面図閲覧簿（以下「閲覧簿」という。）に必要事項を記入
第4条の表写しの交付の項中に規定する場所において写しの交付を受ける場合	同場所に備える京都市上下水道局公共下水道台帳施設平面図交付記録簿（以下「交付記録簿」という。）に必要事項を記入し、本市内の地域を指定して請求範囲を特定できる住所、地図等を提示
インターネット配信による閲覧及び出力	別に定める利用規約への同意

2 閲覧簿及び交付記録簿の様式については、別に定める。

3 前2項の規定にかかわらず、第3条第2項に定める者の請求方法は別に定める。

(同意事項)

第8条 閲覧等の請求をしようする者（以下「請求者」という。）は、次に掲げる事項について同意したうえで、当該請求をするものとする。

- (1) モニターに表示された内容及び交付を受けた写しの内容と現地の状況が異なる場合があること。
- (2) 対象資料の写しは、証明書としての効力を一切有しないこと。
- (3) 請求者からの申出による対象資料の写しへの追記、削除等の訂正を行わないこと。

(遵守事項)

第9条 請求者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この要綱の定め及び職員の指示に従うこと。
- (2) 対象資料及び閲覧システムの端末機器を汚損し若しくは破損し又は無断で持ち出さないこと。
- (3) 自らが所持するカメラ（電磁的記録により撮影記録を保存するデジタルカメラ等を含む。）により表示されたモニター又は対象資料を撮影しないこと。ただし、管理者が認めた場合を除く。
- (4) 対象資料の写しを請求する場合は、必要最小限の部数とすること。
- (5) 対象資料の写しを外部へ配布する等みだりに公表しないこと。
- (6) 対象資料の写しを交付記録簿に記載した目的以外の用途に使用しないこと。

(閲覧等の制限)

第10条 管理者は、請求者が次の各号のいずれかに該当する場合は、写しの交付を行わないものとする。

- (1) 交付記録簿に虚偽の事項を記入し、写しの交付を受け、又は受けようとした場合
- (2) 第8条に定める同意事項に同意しない場合
- (3) 第9条に定める遵守事項を遵守しない場合

附則

(施行期日)

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 5 月 6 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。